

# 母子家庭（父子家庭）自立支援給付金について

## ◇ 自立支援教育訓練給付金

R5.5

**内容** 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講される方に給付金を支給します

**対象者** 市内に居住する母子家庭の母，父子家庭の父

**受給要件**

- ①本人の所得が児童扶養手当の所得制限内のかた（講座修了時も）
- ②訓練促進給付金の利用が初めてのかた
- ③資格の取得が見込まれるかた
- ④仕事（育児）と学業の両立が困難なかた
- ⑤同じ趣旨の制度を現在利用していないかた（詳細は裏面参照）
- ⑥19歳までの児童を扶養しているかた（講座修了時も）

**対象資格** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

**支給額** 助成対象経費の60%

対象講座	下限	上限
一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座	12,001円	20万円
専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座	12,001円	160万円 40万円×修業年数（最大4年）

※雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のあるかたは、教育訓練給付金との差額を支給します。

**対象経費** 入学金，登録料，受講費，教科書代，消費税，受講に必須な補助教材費  
※検定試験の受験料，受講に必須でない補助教材費，補講費，行事参加費用，受講のためのパソコン等の機材，交通費，クレジット手数料，未納の費用，還付予定の費用などは助成の対象外となります。

**必要書類** << I 教育訓練講座の開始前の申請 >>

- ①受講講座のパンフレット等（必要経費，カリキュラムがわかるもの）
- ②印鑑（認印で可）
- ③個人番号確認書類（マイナンバーカード等）※本人及び同一世帯の児童分
- ④教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークで取得）  
※専門実践教育訓練，一般教育訓練のうち受講講座に該当するもの

<< II 教育訓練講座の修了後の申請 >>（原則30日以内に申請）

- ①受講講座の指定通知書（講座開始前に市から送付）
- ②受講講座の修了証明書（写し）※
- ③対象経費の領収書又はクレジット契約証明書（原本確認後，写し）※  
※ハローワークにて教育訓練給付申請をされる前に写しを取ってください。
- ④教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（教育訓練給付申請者のみ提出）
- ⑤振込先の預金通帳（本人名義）
- ⑥印鑑（認印で可）

裏面も必ずご覧ください。

《ⅠⅡ児童扶養手当やひとり親医療費を受給していないかたの追加書類》

- ①戸籍謄本（本人・児童）（原本）
- ②世帯全員の住民票（写し）
- ③所得（課税）証明書

**手続きの流れ**

- ①教育訓練講座の開始前に窓口で事前相談（必須）
- ②講座の開始前に必要書類を持って窓口で申請
- ③内容を審査後、受講講座の指定通知書が届く（修了後の申請で必要）
- ④教育訓練講座を受講開始
- ⑤講座の修了後30日以内に必要書類を持って窓口で申請  
（※一般教育訓練給付対象者はハローワークでの申請の後）
- ⑥支給決定後、申請書記載の口座へ振込
- ⑦後日、就職状況についてアンケート調査

《注意点》

- 以下の場合には給付金をご支給できません。
  - ①教育訓練講座の開始前に申請がない場合
  - ②教育訓練を途中で辞めた場合
  - ③受講中にひとり親家庭でなくなった等、受給要件を満たさなくなった場合
- 申請月により審査対象の所得が変わります。  
例：R5.4～R5.7申請 ← R3.1～R3.12の所得で審査（所得制限あり）  
R5.8～R6.3申請 ← R4.1～R4.12の所得で審査（所得制限あり）
- 市外転居される場合の継続受給の可否は、事前に転居先にご確認ください。
- 給付金は非課税所得です。児童扶養手当等の所得額に算定されることはありません。

《他制度の利用について》

- 同じ趣旨の給付制度とは併用できませんのでご注意ください。  
過去にご利用がある場合は事前相談でご相談ください。  
（高等職業訓練促進給付金、求職者支援制度の職業訓練受講給付金など）
- 介護福祉士、保育士をご希望のかたは、ハローワークの職業訓練もご検討ください。低額で受講できる場合があります。
- 介護福祉士、社会福祉士、保育士をご希望のかたは、千葉県社会福祉協議会の奨学金を利用もご検討ください。返済が免除される場合があります。

表裏面の注意点について、確かに確認しました。

年 月 日 氏名 生年月日 年 月 日



はぐはぐ柏